

確認検査業務手数料規程		頁 No.1 / 16
		CR03-16
1999年5月6日制定	2017年2月27日改定	2017年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人 日本建築センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人 日本建築センター(以下「財団」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。(ぬ)

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第24条(第31条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。(る)(を)

2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)(以下「令」という。)第129条の規定に基づく階避難安全検証法、令第129条の2の規定に基づく全館避難安全検証法、令第108条の3第2項の規定に基づく耐火性能検証法、令第108条の3第5項の規定に基づく防火区画検証法により設計を行った建築物の確認申請の場合は、別表第1の手数料額に別表第1の2の額を加算した金額とする。(へ)(と)(る)

3 建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下「法」という。)第56条第7項の規定による特例の適用がある建築物の確認申請の場合は、別表第1の手数料額に、別表第1の3の額を加算した金額とする。(よ)

4 確認の申請に係る建築物が複数の建築物(法第20条第2項の適用を受ける建築物は別の建築物とみなす。また、構造計算の確認審査を要する建築物のうち、当該建築物の床面積が200㎡を超える建築物に限る。以下、第12項において同じ。)を有する場合は、別表第1の手数料額に、構造計算の確認審査を要する建築物(建築物のうち、最大の床面積となる建築物を除く。)の床面積の合計ごとに、別表第1の床面積区分に応じた手数料額の十分の二をそれぞれ加算した金額とする。(よ)

5 令第81条第2項第2号イの規定に基づく構造計算(ルート2)を行った建築物の確認申請の場合で、法第6条の3第1項のただし書きによる確認審査を行う場合は、別表第1の手数料額に別表第1の4の額を加算した金額とする。(る)

6 令第82条の5の規定に基づく限界耐力計算及び令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行った建築物の確認申請の場合は、別表第1の手数料の額に別表第1の5の額を加算した金額とする。(る)

7 平成25年国土交通省告示第771号第2に定める特定天井を有する建築物の確認申請の場合は、別表第1の手数料額に別表第1の6の額を加算した金額とする。(る)

8 第2項の検証法及び第4項から第7項の構造計算等に係る国土交通大臣の認定書又は財団の技術評定書が添付される場合は、当該大臣認定書又は財団の技術評定書の対象部分については第2項及び第4項から第7項の規定は適用しない。(る)(よ)

9 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面

確認検査業務手数料規程		頁 No.2 / 16
		CR03-16
1999年5月6日制定	2017年2月27日改定	2017年4月1日施行

積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積（り）
- (2) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 当該建築に係る部分の床面積
- (3) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (4) 建築物の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積（り）

10 別表第1の2の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。（る）

- (1) 建築物を建築する場合（次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 当該検証法により設計を行った対象部分の床面積の合計（る）
- (2) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 当該検証法により設計を行った対象部分の床面積の合計（る）
- (3) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 当該検証法により設計を行った計画変更対象部分の床面積の合計の二分の一（る）
- (4) 建築物の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分で当該検証法により設計を行った対象部分の床面積の合計（る）

11 建築物の計画を変更して第3項の変更を行う場合の加算手数料額は、次の各号に定めるものとする。（よ）

- (1) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 別表第1の3に掲げる加算手数料額
- (2) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 別表第1の3に掲げる加算手数料額の二分の一

12 建築物の計画を変更して第4項の構造計算の変更を行う場合の加算手数料額は、次の各号に定めるものとする。（る）

- (1) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 構造計算の確認審査を要する建築物（建築物のうち、最大の床面積となる建築物を除く。）の床面積の合計ごとに別表第1の床面積区分に応じて算出した手数料額の十分の二（よ）
- (2) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 計画変更により構造計算の確認審査を要する建築物（建築物のうち、最大の床面積となる建築物を除く。）の床

確認検査業務手数料規程		頁 No.3 / 16
		CR03-16
1999年5月6日制定	2017年2月27日改定	2017年4月1日施行

面積ごとに別表第1の床面積区分に応じて算出した手数料額の十分の一（よ）

- 1.3 建築物の計画を変更して第5項、第6項及び第7項の構造計算等の変更を行う場合の加算手数料額は、次の各号に定めるものとする。（る）
- (1) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 別表第1の4、別表第1の5及び別表第1の6に掲げる加算額（る）
 - (2) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 別表第1の4、別表第1の5及び別表第1の6に掲げる加算額の二分の一（る）
- 1.4 既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用がある場合等、既存の建築物の構造耐力に関わる審査を要する増築等の確認の場合においては、第9項各号に定める面積の合計と、当該既存の建築物の部分の床面積の合計の十分の七（当該既存の建築物の部分について耐震診断等の第三者機関による評価を受けている等、審査が効率的に実施できる場合にあっては十分の三）とを合計した面積により、別表第1を適用する。（り）（る）

（建築設備に関する確認の申請手数料）

- 第3条 業務規程第24条（昇降機以外の建築設備については、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。）に規定する建築設備の確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第2に定める額とする。（は）（へ）（と）（り）（を）（よ）
- 2 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の計画の変更をして建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 別表第2に定める額（よ）
 - 3 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の計画の変更をして建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 別表第2に定める額の二分の一（よ）
 - 4 小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 別表第2に定める額（よ）
 - 5 小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 4,000円（は）

（工作物に関する確認の申請手数料）

- 第4条 業務規程第24条に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、当該各号に定める額とする。（へ）（と）（を）
- (1) 第138条第1項の各号に掲げる工作物の場合 別表第3の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数は切り上げる。ただし、小数点以下第1位の数値が0の場合は切り捨てる。）を基準手数料の額に乗じて算定した額 （る）
 - (2) 令第138条第2項第1号に規定する工作物の場合 11,000円

確認検査業務手数料規程		頁 No.4 / 16
		CR03-16
1999年5月6日制定	2017年2月27日改定	2017年4月1日施行

2 前項第1号の基準手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。(り)

- (1) 工作物を築造する場合（次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 10,000円
(り)
- (2) 工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 10,000円
- (3) 工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 5,000円

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程第34条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第4に掲げるとおりとする。(へ) (と) (る) (を)

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

第6条 業務規程第34条に規定する昇降機（小荷物専用昇降機を除く。第9条、第11条及び第12条において同じ。）に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第4の2に掲げるとおりとする。(ほ) (へ) (と) (る) (を)

2 業務規程第34条に規定する建築設備（昇降機及び小荷物専用昇降機を除き、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。第9条、第11条及び第12条において同じ。）に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第4の2に掲げるとおりとする。この場合、別表第4の2の昇降機を建築設備と読み替えるものとする。(い) (ほ) (へ) (と) (る) (を)

3 業務規程第34条に規定する小荷物専用昇降機に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第4の3に掲げるとおりとする。(は) (ほ) (へ) (と) (る) (を)

(工作物に関する中間検査の申請手数料)

第7条 業務規程第34条に規定する工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、当該各号に定める額とする。
(へ) (と) (る)

- (1) 令第138条第1項の各号に掲げる工作物の場合 別表第3の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数は切り上げる。ただし、小数点以下第1位の数値が0の場合は切り捨てる。）を11,000円に乗じて算定した額
- (2) 令第138条第2項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が6以上の場合 19,000円
- (3) 令第138条第2項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が2以上5以下の場合 22,000円

確認検査業務手数料規程		頁 No.5 / 16
		CR03-16
1999年5月6日制定	2017年2月27日改定	2017年4月1日施行

(4) 令第 138 条第 2 項第 1 号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が 1 の場合
41,000 円

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第 8 条 業務規程第 41 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 12 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下、「省エネ適判」という。）の有無に応じ、別表第 5 に掲げるとおりとする。(へ) (と) (り) (る) (を) (よ)

2 業務規程第 47 条に規定する財団の仮使用認定を受けた建築物については、完了検査対象部分の床面積の合計から仮使用認定部分の床面積の合計を減じた床面積として別表第 5 に掲げる手数料の額を適用する。(を)

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第 9 条 業務規程第 41 条に規定する昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第 6 に掲げるとおりとする。(い) (は) (ほ) (へ) (と) (り) (る)

2 業務規程第 41 条に規定する建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第 6 に掲げるとおりとする。この場合、別表第 6 の昇降機を建築設備と読み替えるものとする。(い) (ほ) (へ) (と) (り) (る) (を)

3 業務規程第 41 条に規定する小荷物専用昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第 6 の 2 に掲げるとおりとする。(は) (ほ) (へ) (と) (り) (る) (を)

4 業務規程第 48 条に規定する財団の仮使用認定を受けた昇降機、建築設備及び小荷物専用昇降機の完了検査の申請に係る手数料の額は、前 3 項に規定する完了検査の申請に係る手数料の額のそれぞれ二分の一の額とする。(を)

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第 10 条 業務規程第 41 条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、当該各号に定める額とする。
(と) (る) (を)

(1) 令第 138 条第 1 項の各号に掲げる工作物の場合 別表第 3 の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数は切り上げる。）ただし、小数点以下第 1 位の数値が 0 の場合は切り捨てる。）を 11,000 円に乗じて算定した額

(2) 令第 138 条第 2 項第 1 号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が 6 以上の場合 20,000 円（財団から中間検査合格証の交付を受けたものについては、19,000 円）

確認検査業務手数料規程		頁 No.6 / 16
		CR03-16
1999年5月6日制定	2017年2月27日改定	2017年4月1日施行

- (3) 令第 138 条第 2 項第 1 号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が 2 以上 5 以下の場合 24,000 円（財団から中間検査合格証の交付を受けたものについては、22,000 円）
- (4) 令第 138 条第 2 項第 1 号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が 1 の場合 43,000 円（財団から中間検査合格証の交付を受けたものについては、41,000 円）（へ）
- (5) 業務規程第 48 条に規定する財団の仮使用認定を受けた工作物の完了検査の申請に係る手数料の額は、前各号に規定する完了検査の申請に係る手数料の額の二分の一の額とする。（を）

（仮使用認定の申請手数料）

- 第 11 条 業務規程第 48 条に規定する建築物の仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、省エネ適判の有無に応じ、別表第 7 に掲げるとおりとする。（を）
- 2 業務規程第 48 条に規定する昇降機、建築設備及び小荷物専用昇降機の仮使用認定の申請に係る手数料の額は、それぞれ第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定める額とする。（を）
- 3 業務規程第 48 条に規定する工作物の仮使用認定の申請に係る手数料の額は、第 10 条第 1 号から第 4 号の各号に定める額とする。（を）

（財団以外の者が確認を行った工事の中間検査の申請手数料）

- 第 12 条 中間検査の対象となる建築物の計画に係る確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。次条において同じ。）を行った者が財団以外の場合、第 5 条の申請手数料に、別表第 8 の額を加算する。（へ）
- 2 中間検査の対象となる昇降機又は建築設備の計画に係る確認（確認を受けた建築設備の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。）を行った者が財団以外の場合、第 6 条第 1 項又は第 2 項の申請手数料に、一の昇降機又は建築設備について、11,000 円を加算する。（ほ）（へ）
- 3 中間検査の対象となる小荷物専用昇降機の計画に係る確認（確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。次条において同じ。）を行った者が財団以外の場合、第 6 条第 3 項の申請手数料に、小荷物専用昇降機一基について、5,000 円を加算する。（は）（ほ）（へ）
- 4 中間検査の対象となる工作物の計画に係る確認（確認を受けた工作物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。次条において同じ。）を行った者が財団以外の場合、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、第 7 条の申請手数料に、一の工作物について、当該各号に定める額を加算する。（へ）
- (1) 令第 138 条第 1 項の各号に掲げる工作物の場合 別表第 3 の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数は切り上げる。）を 5,000 円に乗じて算定した額（へ）

確認検査業務手数料規程		頁 No.7 / 16
		CR03-16
1999年5月6日制定	2017年2月27日改定	2017年4月1日施行

(2) 令第 138 条第 2 項第 1 号に規定する工作物の場合 11,000 円 (へ)

(財団以外の者が確認、中間検査、仮使用認定及び省エネ適判を行った工事の完了検査の申請手数料)

第 13 条 完了検査の対象となる建築物の計画に係る確認を行った者、当該建築物の中間検査を行った者及び当該建築物の仮使用認定を行った者が財団以外の場合は、第 8 条の申請手数料に、別表第 8 の額を加算する。(へ) (を)

2 完了検査の対象となる建築物の計画に係る省エネ適判を行った者が財団以外の場合は、別表第 5 に掲げる省エネ適判ありの申請手数料に、別表第 8 の 2 の額を加算する。(よ)

3 完了検査の対象となる昇降機の計画に係る確認（確認を受けた昇降機の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。）を行った者及び当該昇降機の中間検査及び仮使用認定を行った者が財団以外の場合は、第 9 条第 1 項の申請手数料に、昇降機一基について、11,000 円を加算する。(へ)

4 完了検査の対象となる建築設備の計画に係る確認（確認を受けた建築設備の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。）を行った者及び当該建築設備の中間検査及び仮使用認定を行った者が財団以外の場合は、第 9 条第 2 項の申請手数料に、一の建築設備について、11,000 円を加算する。(ほ) (へ)

5 完了検査の対象となる小荷物専用昇降機の計画に係る確認を行った者及び当該小荷物専用昇降機の中間検査及び仮使用認定を行った者が財団以外の場合は、第 9 条第 3 項の申請手数料に、小荷物専用昇降機一基について、5,000 円を加算する。(は) (へ)

6 完了検査の対象となる工作物の計画に係る確認を行った者、当該工作物の中間検査を行った者及び当該工作物の仮使用認定が財団以外の場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、第 10 条の申請手数料に、一の工作物について、当該各号に定める額を加算する。(へ) (を)

(1) 令第 138 条第 1 項の各号に掲げる工作物の場合 別表第 3 の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数は切り上げる。ただし、小数点以下第 1 位の数値が 0 の場合は切り捨てる。）を 5,000 円に乗じて算定した額

(2) 令第 138 条第 2 項第 1 号に規定する工作物の場合 11,000 円

(財団以外の者が確認、中間検査及び省エネ適判を行った工事の仮使用認定の申請手数料)

第 14 条 仮使用認定の対象となる建築物の計画に係る確認を行った者及び当該建築物の中間検査を行った者が財団以外の場合は、第 11 条第 1 項の申請手数料に、別表第 8 の額を加算する。(を)

2 仮使用認定の対象となる建築物の計画に係る省エネ適判を行った者が財団でない場合は、別表第 7 に掲げる省エネ適判ありの申請手数料に、別表第 8 の 2 の額を加算する。(よ)

確認検査業務手数料規程		頁 No.8 / 16
		CR03-16
1999年5月6日制定	2017年2月27日改定	2017年4月1日施行

- 3 仮使用認定の対象となる昇降機、建築設備及び小荷物専用昇降機の計画に係る確認を行った者及び当該昇降機、建築設備及び小荷物専用昇降機の間接検査を行った者が財団以外の場合は、第 11 条第 2 項の申請手数料に、前条第 2 項、第 3 項及び第 4 項にそれぞれ定める一基及び一の建築設備の加算額を加算する。(を)
- 4 仮使用認定の対象となる工作物の計画に係る確認を行った者及び当該工作物の間接検査を行った者が財団以外の場合は、第 11 条第 3 項の申請手数料に、前条第 6 項各号に定める加算額を加算する。(を)

(遠隔地の場合の検査申請手数料)

第 15 条 検査の対象となる工事を行う場所が、検査を現に行う者の在勤地より 50 km を超える場合は、第 5 条から前条までの手数料の額に、別に定める「確認検査業務等出張費規程」により計算した額の出張費を加算する。(ぬ) (る) (を)

確認検査業務手数料規程		頁 No.9 / 16
		CR03-16
1999年5月6日制定	2017年2月27日改定	2017年4月1日施行

別表第1 建築物に関する確認申請手数料（第2条関係）（わ）（よ）（単位 円）

床面積の合計	手数料の額
500 m ² 以内のもの	95,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	170,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	240,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	340,000
3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	390,000
4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	430,000
5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	480,000
6,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	540,000
8,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	600,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	700,000
20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	800,000
30,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	1,050,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1,330,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	1,780,000
200,000 m ² を超えるもの	2,180,000

別表第1の2 階避難安全検証法、全館避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法により設計を行った建築物の確認申請手数料の加算額（第2条関係）（る）
（単位 円）

検証対象部分の床面積の合計	階避難 安全検証法	全館避難 安全検証法	耐火性能 検証法	防火区画 検証法
10,000 m ² 以内のもの	80,000	80,000	150,000	40,000
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	130,000	130,000	220,000	70,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	210,000	210,000	300,000	100,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	270,000	270,000	400,000	130,000
200,000 m ² を超えるもの	300,000	300,000	550,000	150,000

別表第1の3 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用がある建築物の確認申請手数料の加算額（よ）（第2条関係）（単位 円）

適用条項	適用条項の数	手数料の加算額
建築基準法第56条第7項第1号（道路高さ制限）	1の場合	50,000
建築基準法第56条第7項第2号（隣地高さ制限）	2の場合	80,000
建築基準法第56条第7項第3号（北側高さ制限）	3の場合	100,000

確認検査業務手数料規程		頁 No.10 / 16
		CR03-16
1999年5月6日制定	2017年2月27日改定	2017年4月1日施行

別表第1の4 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに規定する構造計算（ルート2）を行った建築物の確認申請手数料の加算額（第2条関係）（る）（単位 円）

対象部分の床面積の合計	手数料の加算額
1,000 m ² 以内のもの	120,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	160,000
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	190,000
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	270,000
50,000 m ² を超えるもの	490,000

別表第1の5 限界耐力計算及び限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行った建築物の確認申請手数料の加算額（第2条関係）（る）（単位 円）

対象部分の床面積の合計	手数料の加算額
2,000 m ² 以内のもの	40,000
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	75,000
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	110,000
50,000 m ² を超えるもの	150,000

別表第1の6 特定天井を有する建築物の確認申請手数料の加算額（第2条関係）（る）
（単位 円）

特定天井部分の水平投影面積の合計	特定天井を設ける場合	落下防止措置を講じる場合
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	120,000	220,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	180,000	340,000
1,000 m ² を超えるもの	240,000	460,000

別表第2 建築設備の確認申請手数料（よ）（第3条関係）（よ）（単位 円）

建築設備の種類	手数料の額
建築設備（昇降機を除く）	20,000
昇降機（小荷物専用昇降機を除く）設置台数1台あたり	20,000
小荷物専用昇降機 設置台数1台あたり	5,000

確認検査業務手数料規程		頁 No.11 / 16
		CR03-16
1999年5月6日制定	2017年2月27日改定	2017年4月1日施行

別表第3 工作物に関する確認申請手数料の算定のために基準手数料に乗じる数等
(第4条、第7条、第10条関係)

業務を行う工作物の区分	基準手数料に乗じる数
令第138条第1項第1号に規定する工作物	申請に係る工作物の高さを6で除した数に2を加えた数
令第138条第1項第2号に規定する工作物	申請に係る工作物の高さを15で除した数に2を加えた数
令第138条第1項第3号に規定する工作物	申請に係る工作物の高さを4で除した数に2を加えた数
令第138条第1項第4号に規定する工作物	申請に係る工作物の高さを8で除した数に2を加えた数
令第138条第1項第5号に規定する工作物	申請に係る工作物の高さを2で除した数に2を加えた数

別表第4 建築物に関する中間検査申請手数料(第5条関係)(わ)(よ)(単位 円)

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
500 m ² 以内のもの	100,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	165,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	225,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	280,000
3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	300,000
4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	320,000
5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	340,000
6,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	370,000
8,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	400,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	460,000
20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	530,000
30,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	640,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	960,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	1,330,000
200,000 m ² を超えるもの	1,680,000

確認検査業務手数料規程

頁 No.12 / 16

CR03-16

1999年5月6日制定

2017年2月27日改定

2017年4月1日施行

別表第4の2 昇降機に関する中間検査申請手数料（第6条関係）（単位 円）

昇降機の設置数	手数料の額(一台あたり)
10 以上の場合	29,000
9 の場合	30,000
8 の場合	31,000
7 の場合	32,000
6 の場合	33,000
5 の場合	34,000
4 の場合	35,000
3 の場合	36,000
2 の場合	37,000
1 の場合	38,000

別表第4の3 小荷物専用昇降機に関する中間検査申請手数料（第6条関係）（単位 円）

小荷物専用昇降機の設置数	手数料の額(一台あたり)
10 以上の場合	15,600
9 の場合	16,800
8 の場合	18,000
7 の場合	19,200
6 の場合	20,400
5 の場合	21,600
4 の場合	22,800
3 の場合	24,000
2 の場合	25,200
1 の場合	26,400

確認検査業務手数料規程

頁 No.13 / 16

CR03-16

1999年5月6日制定

2017年2月27日改定

2017年4月1日施行

別表第5 建築物に関する完了検査申請手数料（第8条関係）（わ）（よ）（単位 円）

床面積の合計	手数料の額 (省エネ適判なし)	手数料の額 (省エネ適判あり)
500 m ² 以内のもの	105,000	126,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	172,000	206,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	235,000	282,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	300,000	360,000
3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	330,000	396,000
4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	365,000	438,000
5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	385,000	462,000
6,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	410,000	492,000
8,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	440,000	528,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	520,000	624,000
20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	610,000	732,000
30,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	800,000	960,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1,070,000	1,284,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	1,470,000	1,764,000
200,000 m ² を超えるもの	1,860,000	2,232,000

別表第6 昇降機に関する完了検査申請手数料（第9条関係）（単位 円）

昇降機の設置数	手数料の額（一台あたり）
10 以上の場合	29,000
9 の場合	30,000
8 の場合	31,000
7 の場合	32,000
6 の場合	33,000
5 の場合	34,000
4 の場合	35,000
3 の場合	36,000
2 の場合	37,000
1 の場合	38,000

（財団から中間検査合格証の交付を受けた昇降機については、各欄の額から 1,000 円を減じた額とする。）

確認検査業務手数料規程		頁 No.14 / 16
		CR03-16
1999年5月6日制定	2017年2月27日改定	2017年4月1日施行

別表第6の2 小荷物専用昇降機に関する完了検査申請手数料（第9条関係）（単位 円）

小荷物専用昇降機の設置数	手数料の額(一台あたり)
10 以上の場合	15,600
9 の場合	16,800
8 の場合	18,000
7 の場合	19,200
6 の場合	20,400
5 の場合	21,600
4 の場合	22,800
3 の場合	24,000
2 の場合	25,200
1 の場合	26,400

（財団から中間検査合格証の交付を受けた小荷物専用昇降機については、各欄の額から 1,000 円を減じた額とする。）

別表第7 建築物に関する仮使用認定申請手数料（第11条関係）（を）（わ）（よ）（単位 円）

仮使用認定を行う部分の床面積の合計	手数料の額 (省エネ適判なし)	手数料の額 (省エネ適判あり)
500 m ² 以内のもの	126,000	151,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	206,000	247,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	282,000	338,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	360,000	432,000
3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	396,000	475,000
4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	438,000	525,000
5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	462,000	554,000
6,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	492,000	590,000
8,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	528,000	633,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	624,000	748,000
20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	732,000	878,000
30,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	960,000	1,152,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1,284,000	1,540,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	1,764,000	2,116,000
200,000 m ² を超えるもの	2,232,000	2,678,000

確認検査業務手数料規程

頁 No.15 / 16

CR03-16

1999年5月6日制定

2017年2月27日改定

2017年4月1日施行

別表第 8 財団以外の者が確認を行った建築物の中間検査、財団以外の者が確認及び中間検査を行った建築物の完了検査並びに仮使用認定申請手数料の加算額（を）（よ）
（第 12 条、第 13 条、第 14 条関係） （単位 円）

床面積の合計	手数料の加算額
500 m ² 以内のもの	48,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	85,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	120,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	170,000
3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	200,000
4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	220,000
5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	240,000
6,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	270,000
8,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	300,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	350,000
20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	400,000
30,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	530,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	670,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	900,000
200,000 m ² を超えるもの	1,090,000

確認検査業務手数料規程

頁 No.16 / 16

CR03-16

1999年5月6日制定

2017年2月27日改定

2017年4月1日施行

別表第8の2 財団以外の者が省エネ適判を行った建築物の完了検査及び仮使用認定申請手数料の加算額（第13条、第14条関係）（よ）（単位 円）

床面積の合計	手数料の加算額
500 m ² 以内のもの	21,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	35,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	47,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	60,000
3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	66,000
4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	73,000
5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	77,000
6,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	82,000
8,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	88,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	104,000
20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	122,000
30,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	160,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	214,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	294,000
200,000 m ² を超えるもの	372,000